ホール等使用料（令和元年 10 月 1 日改訂）

施設区分 ＼ 使用料		基本使用料						加算料	
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	時間外	冷暖房料
		9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-22:00	9:00-17:00	13:00-22:00	9:00-22:00	1 時間につき	1 時間につき
大ホール	平日	13,200 円	19,800 円	26,400 円	33,000 円	46,200 円	53,460 円	6,600 円	5,500 円
	土・日・休日	15,840	23,760	31,680	39,600	55,440	64,150	7,920	5,500
中ホール	平日	7,390	11,080	14,780	18,480	25,870	29,930	3,690	4,000
	土・日・休日	8,800	13,200	17,600	22,000	30,800	35,640	4,400	4,000
楽屋	第 1 楽屋（大）	1,430	1,650	1,980	3,080	3,630	5,060	500	基本使用料の 50%
	第 2 楽屋（小）	660	800	900	1,430	1,650	2,310	220	基本使用料の 50%
	第 3 楽屋（小）	660	800	900	1,430	1,650	2,310	220	基本使用料の 50%
	第 4 楽屋（中）	800	900	1,000	1,650	1,870	2,640	240	基本使用料の 50%
リハーサル室		1,210	1,430	1,650	2,640	3,080	4,290	410	基本使用料の 50%
産業振興センター		4,730	6,380	8,140	11,110	14,520	19,250	2,030	基本使用料の 50%
主催者控室		440	550	660	1,000	1,210	1,650	200	基本使用料の 50%
会議室		1,650	1,980	2,420	3,630	4,400	6,050	600	基本使用料の 50%
和室（第 1・第 2 計 20 畳）		1,760	2,100	2,530	3,850	4,620	6,380	630	基本使用料の 50%
第 1 和室（10 畳）		900	1,100	1,320	1,980	2,420	3,300	330	基本使用料の 50%
第 2 和室（10 畳）		900	1,100	1,320	1,980	2,420	3,300	330	基本使用料の 50%
エントランスロビー（展示場としての使用に限る、物販不可）		2,200	2,860	3,630	5,060	6,490	8,250	900	基本使用料の 50%
シャワー室		550							

（注）1. 大ホール及び中ホールの舞台部分のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の 30%に相当する額とする。
2. 大ホール及び中ホールをリハーサル又は準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料の 50%に相当する額とする。
3. 大ホール及び中ホールに物品等を置き占有する場合の使用料は、基本使用料の 30%に相当する額とし、その他の施設の場合は、50%に相当する額とする。（セット料金）
4. 産業振興センターの半分のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の 50%に相当する額とする。
5. 宇和島市の市民以外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の 30%に相当する額を加算する。
6. 使用者が入場料 その他 これに類するものを徴収する場合又は物品の展示販売、商品の宣伝、販売等営利行為とみなされる目的で使用する場合の使用料は、それぞれの基本料に次の表の割合を乗じて得た額を加算する。この場合において、入場料等の額が 2 種類以上あるときは、最高額を基準とする。

区分	加算割合	
	宇和島市居住者	宇和島市外居住者
入場料等が 500 円以下の場合	３０％	５０％
入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下の場合	５０％	７０％

区分	加算割合	
	宇和島市居住者	宇和島市外居住者
入場料等が 1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	７０％	１００％
入場料等が 3,000 円超、又は営利目的の場合	１００％	１５０％

7. 使用料の算定額に 10 円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる。
8. 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
9. 時間外の使用とは、基本使用料の欄に定める時間を超過し、又は繰り上げて使用することをいい、使用時間に 1 時間未満の歯数があるときは、当該端数を 1 時間として計算する。ただし、原則として 1 時間以上の時間外の使用は認めない。
10. 電気、ガス、水道料金で使用者に負担させることが相当であるときは、その料金の実費相当額を使用料に加算する。
11. 引き続き使用できる期間は、5 日間（展示は 10 日間）とする。ただし、この期間を超えて使用する場合は、管理者が別に定める。
12. 休日とは、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。

区分	品名	単位	使用料（円）
舞台設備	所作台	1 枚	220
	平台	1 台	220
	所作台（花道用）	1 式	1,100
	開き足・箱足・木台	1 台	55
	松羽目	1 式	2,200
	松羽目	1 式	2,200
	金屏風	1 式	2,200
	鳥屋囲	1 台	550
	ケコミ板	1 式	1,100
	雪ぬの	1 枚	440
	上敷毛せん	1 枚	220
	幕類（黒紗、白紗、定式幕、暗転幕、地紗）	1 枚	1,100
	スクリーン	1 式	1,650
	バトン	1 本	330
	グランドピアノ（ヤマハ CF-3）	1 台	6,600
	グランドピアノ（ヤマハ YG）	1 台	2,200
	ピアノ椅子	1 脚	110
	OHP	1 台	1,100
	三脚スクリーン	1 台	330
	演台（3 点セット）	1 式	550
	司会者台	1 台	330

区分	品名	単位	使用料（円）
舞台設備	指揮者台	1 台	220
	指揮者用譜面台	1 台	110
	演奏者用譜面台	1 式	55
	人形立	1 台	55
	めくり台	1 台	110
	ステージ階段	1 台	220
	長机	1 脚	110
	椅子	1 脚	33
	電気器具持込み	1 kwh	165
	音響反射板（天井反射板ﾌｨｯﾄ付属）	1 式	11,000
照明設備	フットライト（花道）	1 式	220
	フットライト（舞台）	1 式	660
	ロアーホリゾントライト	1 式	2,750
	トーメンタルライト	1 式	880
	サイドフロントライト	1 列	495
	サイドフロントスタンドスポット	1 台	110
	第 1 ボーダーライト	1 式	1,100
	第 2 ボーダーライト	1 式	1,100
	サスペンションライト（NO.1、NO.2）	1 式	4,400
	サスペンションライト（NO.3、NO.4）	1 式	3,300
	アッパーホリゾントライト	1 式	2,750

区分	品名	単位	使用料（円）
照明設備	シーリングライト（NO.1、NO.2）	1 式	3,850
	カッタースポットライト（1 kw）	1 台	165
	センタースポットライト	1 台	1,100
	スポットライト（500 w）	1 台	110
	スポットライト（1,000 w）	1 台	165
	パーライト（500 w）	1 台	110
	VS マシン（プロジェクター、先玉）	1 セット	1,100
	センターレスマシン（プロジェクター、先玉）	1 セット	1,100
	スタンド／ベース	1 台	110
	ミラーボール（楕円型 200×400）	1 台	550
	波のエフェクトマシン	1 台	1,100
	ストロボスコープ	1 台	1,100
	ドラムマシン	1 台	1,100
	照明器具持込み	1 kwh	165
	照明操作卓	1 式	11,000
音響設備	はね返りスピーカー	1 対	1,100
	ポータブルミキサー	1 台	1,100
	CD/MD/TAPE レコーダー	1 台	1,100
	ワイヤレス受信機（2 チャンネル）	1 台	550
	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）	1 本	1,100
	ワイヤレスマイクロホン（タイピン型）	1 本	1,100

区分	品名	単位	使用料（円）
音響設備	マイクロホン	1 本	880
	マイクロホンスタンド	1 本	110
	3 点吊マイク装置（マイク付）	1 式	1,650
	エレベータマイク装置（マイク付）	1 式	1,320
	音響機具持込み	1 kwh	165
	拡声装置・音声調整卓（大）	1 式	6,600
	拡声装置・音声調整卓（中）	1 式	3,300
その他	展示用パネル	1 枚	110
	展示用補助パネル	1 枚	55
	プロジェクター（7,000 lm）	1 式	2,937
	舞台上敷物（リノリューム）	1 枚	660
	舞台上敷物（リノリューム）	1 式	3,850
	ホワイトボード	1 式	110
	養生シート	1 枚	220～1,100
	白布（リース）	1 枚	1,100～1,430
	白布（切売り）	1 m	500
	産業振興センター音響附加装置	1 式	1,650

※注 1. 使用料の 1 回とは、午前・午後・夜間の各基本区分をいいます。ただし、大・中ホール以外の施設での使用については全日をもって 1 回として算定します。
2. ピアノを調律する場合は、使用者の負担とします。
3. 使用料は消費税相当額を含んだ額とします。10 円未満切り捨て。

利用のご案内

■ 開館時間

午前 9 時から午後 10 時まで。

■ 休館日

毎週月曜日（その日が祝日にあたる時は、その翌日）
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで。
このほか施設整備等のため、臨時に休館することがあります。

■ 使用の申込み

ホールについては、1 年前の月の初日から 7 日前まで、その他の施設については、半年前の月の初日から受付けます。
電話・郵送等による申込みは、原則として受付けません。
申請には印鑑が必要です。

■ 受付時間

開館日の午前 9 時から午後 5 時まで。

■ 申込順位

申請順で行いますが、申請が同時になされ使用が競合する場合は、協議または抽選により決めます。

■ 使用期間

引き続いて使用できる期間は、5 日間（展示は 10 日間）までとします。

■ 使用の許可

会館使用が許可された時は、使用許可書を交付します。
使用許可書は、使用当日必ず会館事務所にお示しください。
許可目的以外の目的に使用したり、使用の権利を譲渡したり転貸することはできません。

■ 使用料の納付

納入された使用料は、規則の定め以外は、お返しできません。

■ 使用許可の取消

使用が決定したのちであっても次のような場合は、使用許可の取消し、使用の制限などをすることがあります。
（1）条例・規則に違反したとき。
（2）使用許可の条件に違反したとき。
（3）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
（4）会館の管理運営上やむを得ない理由があるとき。

■ 使用の不許可

次のような場合は、使用を許可しません。
（1）公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
（2）暴力的不良行為等をなす者またはその恐れがあると認められるとき。
（3）建物または付属設備を汚損し、または破損する恐れがあると認められるとき。
（4）管理運営上支障があると認められたとき。